

○行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の

一部改正等について

平成六年十一月二十五日 庁保伝第一四一号
各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通達

「行政手続法（平成五年法律第八八号）」が平成五年一月二二日に公布されるとともに、「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成五年法律第八九号）」が同日公布され、同法により、別添一のとおり、文化財保護法の一部が改正されました。これらは、いずれも平成六年一月一日に施行されております。

また、これに関連して、「文部省聴聞手続規則（平成六年文部省令第三六号）」及び「行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部省関係省令の整備に関する省令」（平成六年文部省令第三七号）が平成六年九月二二日に公布され、同省令により、別添二のとおり、「文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞及び不服申立規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第一一号）」の一部が改正されました。同省令は「文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見及び不服申立規則」として、平成六年一〇月一日に施行されております。

ついては、これらの施行に伴う文化財保護事務について、下記に留意の上、遺漏なく処理してくださいようお願いいたします。

なお、このことについて、管下市（区）町村教育委員会に対してもその趣旨が徹底されるようよろしくお取り計らい願います。

記

一 行政手続法の施行に伴う文化財保護事務について

I 行政手続法上の申請に対する処分に該当する文化財保護法上の処分について

(1) 行政手続法上の申請に対する処分に該当する文化財保護法上の処

分は別紙一の「一」とおりであること。

なお、文化財保護法第二七条、第二九条、第五六条の三、第五六条の四、第五六条の一〇、第五六条の一一、第六九条、第七〇条及び第七一条による文化財の指定、仮指定及び指定等の解除並びに同法第八三条の三、第八三条の四、第八三条の五、第八三条の七及び第八三条の八による選定及び選定の解除については、行政手続法上の処分には該当せず、同法は適用されないこと。

(2) 行政手続法第五条に基づく審査基準については、別紙二のとおり「重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る審査基準について」を定めたこと。

(3) 行政手続法第六条に基づく標準処理期間については、別紙三のとおり「重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る標準処理期間について」を定めたこと。

「重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る標準処理期間について」に定められた標準処理期間には、各都道府県教育委員会の実情等を勘案し、都道府県教育委員会における処理期間を含めないこととしたが、各都道府県教育委員会におかれては、行政手続法の趣旨を踏まえ、事務処理の迅速化に努められたいこと。

(4) 別紙二及び別紙三以外の文化財保護法上の申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間については、過去に実例がないこと等にかんがみ、当分の間、審査基準及び標準処理期間を定めな

いこととしたこと。

II 行政手続法上の不利益処分に該当する文化財保護法上の処分につい

て
(1) 行政手続法上の不利益処分に該当する文化財保護法上の処分は別紙一の「二」とおりであること。

なお、文化財保護法第二七条、第二九条、第五六条の三、第五六

条の四、第五六条の一〇、第五六条の一一、第六九条、第七〇条及び第七一条による文化財の指定、仮指定及び指定等の解除並びに同法第八三条の三、第八三条の四、第八三条の五、第八三条の七及び第八三条の八による選定及び選定の解除については、行政手続法上の不利益処分には該当せず、同法は適用されないこと。

- (2) 行政手続法第一二条に基づき処分基準については、別紙四のとおり「重要文化財及び史跡名勝天然記念物等に係る不利益処分に関する処分基準について」を定めたこと。
- (3) 別紙四以外の文化財保護法上の不利益処分に関する処分基準については、過去に実例がないこと、事案が極めて多様であること等にかんがみ、あらかじめ具体的な基準を画一的に定めることが困難であるため、当分の間、処分基準を定めなかったこと。
- III 地方公共団体の機関が行う処分等について

- (1) 地方公共団体の機関が行う処分（その根拠規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び地方公共団体の機関に対する届出（その根拠規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）については、地方自治の尊重の観点から行政手続法の適用除外であること。

また、地方公共団体が行う行政指導については、それが法律に規定される事項を実施するものか、条例で規定される事項を実施するものかを問わず、一律に行政手続法の適用除外であること。

- (2) 文化財保護法第九八条第二項により地方公共団体が定めた条例（いわゆる文化財保護条例）に基づき処分等については、根拠規定が条例であるため、行政手続法の適用除外であること。

- (3) 文化財保護法第八三条の三第一項により市町村が定めた条例（いわゆる伝統的建造物群保存地区保存条例）に基づき処分等については、根拠規定が文化財保護法であるため、行政手続法が適用されること。

このため、当該条例を制定している市町村におかれては、行政手続法上の申請に対する処分該当する処分について、行政手続法第五条に基づく審査基準を定めるとともに、行政手続法第六条に基づく標準処理期間を定めるよう努められたく、また、当該条例中に行政手続法上の不利益処分に該当する処分が規定されている場合には、行政手続法第一二条に基づき処分基準を定めるよう努めるとともに、行政手続法等に基づき意見聴取のための手続を執ることとされたいこと。

- なお、当該条例中に現状変更の許可基準が定められている場合には、行政手続法第五条に基づく審査基準を改めて定める必要はないこと。

- (4) 文化財保護法第九九条により都道府県教育委員会に委任された文化庁長官の権限に基づく処分については、根拠規定が文化財保護法であるため、行政手続法が適用されること。

このため、当該都道府県教育委員会におかれては、行政手続法上の申請に対する処分該当する処分について、別紙二及び別紙三を参考に、行政手続法第五条に基づき審査基準を定めるとともに、行政手続法第六条に基づく標準処理期間を定めるよう努められたく、また、行政手続法上の不利益処分に該当する処分について、別紙四を参考に、行政手続法第一二条に基づく処分基準を定めるよう努めるとともに、行政手続法等に基づく意見陳述のための手続を執ることとされたいこと。

二 文化財保護法の一部改正について

- (1) 概要

文化財保護法では、従前から、聴聞等の事前手続が整備されていたが、行政手続法の施行に伴い、当該事前手続については原則として行政手続法で定める手続きに従うこととし、また、文化財の所有者等の権利保護が従前以下のものとならないよう配慮しつつ

整理し、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、所要の規定改正を行ったこと。

この改正により、行政手続法で定める事前手続が適用されるものについては、従前の手続に係る規定を削除するとともに、弁明に代えて聴聞を行う場合や聴聞の公開等の特例を設けることとしたこと。

また、行政手続法では不利益処分とされていない各種措置の施行のうち、文化財保護法により聴聞を行うこととされているものについては、行政手続法上の聴聞と区別するため、用語を従来の「聴聞」から「意見の聴取」に改め、従来どおりの手続を行うこととしたこと。

(2) 主な改正の内容

主な改正の内容は、以下のとおりであること。

① 第四八条第四項ただし書関係

文化庁長官による公開命令を発する際には、行政手続法により弁明の機会を付与することとなるので、事後手続に係る部分を削除することとしたこと。

② 第八五条関係

・ 第一項

本条では、聴聞を行うべき処分・措置を列挙しているが、行政手続法の施行に伴い、同法に基づき聴聞を行うべき処分及び事前手続を必要としない措置に関する規定を削除するとともに、行政手続法では弁明の機会を付与すれば足りる処分について特に聴聞を行うことを定めることとしたこと。

・ 第二項

行政手続法の特例として、聴聞の期日の一〇日前までに、聴聞の通知をし、かつ、処分の内容並びに聴聞の期日及び場所を公示することとした。

・ 第三項

行政手続法の特例として、聴聞の審理は公開により行わなければならないこととしたこと。

③ 第八五条の二関係

現行法の第八五条において聴聞を行うこととなっている不利益処分に該当しない各種措置については、行政手続法上の聴聞と区別するため、用語を従来の「聴聞」から「意見の聴取」に改め、従来どおりの手続を行うこととしたこと。

④ 第八五条の三〽第八五条の五関係

現行法では、特定の異議申立ての決定に際し聴聞を行うこととしているが（第八五条の三）、行政手続法上の聴聞と区別するため、用語を従来の「聴聞」から「意見の聴取」に改め、従来どおりの手続を行うこととしたこと。

⑤ 第九九条第二項関係

機関委任事務に係る処分、行政手続法上の聴聞の規定の適用のあるものに関する部分を削除するとともに、不利益処分に該当しない各種措置に関する部分について、第八五条の二の改正に伴い、規定の整理を行うこととしたこと。

⑥ 第一〇三条第四項関係

届出等の到達時期に関しては、行政手続法第三七条に同趣旨の規定があるため、これを削除することとしたこと。

ただし、行政手続法第三七条に規定されていないもの（報告、申出及び指定書の返付）についても、同条を準用させることとする。

三 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞及び不服申立規則の一部改正について

(1) 概要

行政手続法、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法

律及び文部省聴聞手続規則の施行に伴い、行政手続法及び文部省聴聞手続規則と重複する規定を削除するとともに、文化財保護法上新たに設けられた意見の聴取に関する規定を加えたこと。

(2) 主な改正の内容

主な改正の内容は、以下のとおりであること。

- ・意見の聴取の手続に関する規定を加えたことに伴い、題名の改正を行ったこと。

- ・聴聞手続については、行政手続法及び文部省聴聞手続規則によることとし、聴聞の続行の場合の公示の規定等特例のみを規定したこと。

- ・行政手続法では不利益処分とされていない各種措置の施行のうち、文化財保護法により聴聞を行うとされていたものについては、行政手続法上の聴聞と区別するため、用語を従来の「聴聞」から「意見の聴取」に改めるとともに、当該手続に関する章を設け、当該手続については、従来どおりの手続としたこと。

別紙一

一 行政手続法上の申請に対する処分に該当する文化財保護法上の処分について

(1) 申請に対する処分一覧表

当該条項	処分の概要
第四三條第一項	重要文化財の現状変更等の許可
第四四條	重要文化財の輸出の許可
第四六條第三項	重要文化財の有償譲渡に係る国に対する売渡の申出に対する当該重要文化財を買い取らない旨の通知
第四八條第五項	重要文化財の文化庁長官の行う公開への出品の承認
第五一條第七項	重要文化財の国庫の費用負担による公開の承認
第五三條第一項	重要文化財の所有者等以外による公開の許可
第五六條の七第二項	重要文化財の所有者等以外による公開が届出で足りる施設の承認
第五六條の七第三項	重要無形文化財の国庫の費用負担による公開の承認
第五六條の一四	重要無形文化財の記録の国庫補助による公開の承認
第五六條の一六	重要有形民俗文化財の有償譲渡に係る国に対する売渡の申出に対する当該重要有形民俗文化財を買い取らない旨の通知
第五六條の一九第二項	重要有形民俗文化財の文化庁長官の行う公開への出品の承認
第五六條の一六	重要有形民俗文化財の国庫の費用負担による公開の承認
第五六條の一九第二項	重要無形民俗文化財の記録の国庫補助による公開の承認
第八〇條第一項	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可

(2) 申請に対する処分とされた事項についての対応

行政庁は、行政手続法上の申請に対する処分に関し、行政手続法第五十一条に規定する審査基準を定めるとともに、第六条に規定する標準処理期間を定めるよう努めるものとされている。

申請に対する処分については、行政手続法第五条（第一条に規定されている）

二 行政手続法上の不利益処分に該当する文化財保護法上の処分について

(1) 不利益処分一覧表

当該条項	処分の概要
第三〇条	重要文化財の管理に関し必要な指示
第三十二条の三第一項	重要文化財の管理団体の指定解除
第三十六条第一項	重要文化財の管理者選定、管理方法改善等の命令
第三十七条第一項	国宝の修理に必要な命令
第四〇条第二項	国宝の修理に要する費用の徴収
第四三条第四項	重要文化財の現状変更の許可取消、行為停止命令
第四八条第二項	重要文化財の公開のための出品命令
第五一条第二項	重要文化財の公開命令
第五一条第四項	重要文化財の公開、公開に係る管理に関し必要な指示
第五一条第五項	重要文化財の公開停止、中止命令
第五一条第七項	重要文化財の公開停止、中止命令
第五一条の二	重要文化財の公開停止、中止命令
第五三条第三項	重要文化財の公開の許可取消、公開停止命令
第五六条の七第二項	重要無形文化財の公開停止、中止命令

第五六条の二	重要有形民俗文化財の管理団体の指定解除
第五六条の一四	重要有形民俗文化財の管理者選任、管理方法改善等の命令
第五六条の十五第二項	重要有形民俗文化財の公開停止、中止命令
第五六条の一六	重要有形民俗文化財の公開のための出品命令
第五七条第二項	重要有形民俗文化財の公開停止、中止命令
第五七条の五第二項	埋蔵文化財発掘の禁止、停止、中止命令
第五七条の五第五項	遺跡発見時の現状変更行為の停止、禁止命令
第五七条の五第七項	遺跡発見時の現状変更禁止期間の延長
第五七条の三第一項	遺跡発見時の現状変更禁止期間の延長
第七一条の三第一項	遺跡発見時の現状変更禁止期間の延長
第七六条第一項	史跡名勝天然記念物の管理団体の指定解除
第七七条第一項	史跡名勝天然記念物の管理方法改善、保存施設設置等の命令
第七七条第二項	特別史跡名勝天然記念物の復旧命令
第七八条第二項	特別史跡名勝天然記念物の復旧に要する費用の徴収
第八〇条第三項	史跡名勝天然記念物の現状変更の許可取消、行為停止命令
第八〇条第七項	史跡名勝天然記念物の無許可変更者等への原状回復命令
第八一条第三項	史跡名勝天然記念物の制限違反者への原状回復命令

(2) 不利益処分とされた事項についての対応

行政庁は、行政手続法上の不利益処分に関し、行政手続法第一二条第一項に規定する処分基準を定めるよう努めるものとされている。また、行政手続法第一三条第一項第一号に規定する聴聞又は同項第二号に規定する弁明の機会の付与という意見陳述のための手続を執らなければならぬこととなっている。

聴聞に関する手続については、行政手続法第一五条～第二七条（第二〇条第六項を除く。）のほか、文化財保護法、文部省聴聞規定（第八条を除く。）及び文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞及び不服申立規則に規定されている。

弁明の機会の付与に関する手続については、行政手続法第二九条～第三一条に規定されている。

別紙二

重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等の審査基準について

重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可、輸出の許可、文化庁長官の行う公開への出品の承認、国庫の費用負担による公開の承認及び所有者等以外による公開の許可並びに史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る審査基準は以下のとおりとする。

1 重要文化財（建造物）の現状変更等の許可（文化財保護法第四三条第一項）に係る審査基準について

現状変更等が当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

2 重要文化財（美術工芸品）の現状変更等の許可（文化財保護法第四三条第一項）に係る審査基準について

(1) 現状変更等が指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそ

れがあると認められるか否か。

(2) 現状変更等が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められるか否か。

3 重要文化財の輸出の許可（文化財保護法第四四条）に係る審査基準について

(1) 国際交流を目的とした展覧会への出品であるか否か。

(2) 国宝・重要文化財公開取扱注意品目（昭和二九年七月決定、昭和四四年一二月改訂）に該当するか否か。

(3) 展示環境や輸送、梱包等が指定物件の保存に影響を与えるか否か。

4 重要文化財の文化庁長官の行う公開への出品の承認（文化財保護法第四八条第五項）に係る審査基準について

(1) 出品を希望する館の展示計画に沿っているか否か。

(2) 国宝・重要文化財公開取扱注意品目（昭和二九年七月決定、昭和四四年一二月改訂）に該当するか否か。

(3) 出品が指定物件の保存に影響を与えるか否か。

5 重要文化財の国庫の費用負担による公開の承認（文化財保護法第五一条第七項）に係る審査基準について

(1) 公開しようとする館が施設面、展示環境面等について妥当か否か。

(2) 国宝・重要文化財公開取扱注意品目（昭和二九年七月決定、昭和四四年一二月改訂）に該当するか否か。

(3) 公開が指定物件の保存に影響を与えるか否か。

(4) 公開の実施体制が整っているか否か。

6 重要文化財の所有者等以外による公開の許可（文化財保護法第五三条第一項）に係る審査基準について

(1) 公開場所となる施設において、過去に国宝・重要文化財を公開したことがあるか否か。

(2) 新設施設及び過去に公開をしたことがない施設の場合は、「都道府県教育委員会への権限委任について（昭和三九年六月二七日 文委庶

第四五号 文化財保護委員会事務局長から各都道府県教育委員会教育長あて通知)を準用して事前に協議をしたか否か。

(3) 国宝・重要文化財公開取扱注意品目(昭和二十九年七月決定、昭和四四年一二月改訂)に該当するか否か。

(4) 公開が指定物件の保存に影響を与えるか否か。

(5) 公開の実施体制が整っているか否か。

7 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可(文化財保護法第八〇条)に係る審査基準について

(1) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められている場合

当該保存管理計画に定められた基準に適合していると認められるか否か。

(2) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められていない場合

ア 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められるか否か。

イ 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

ウ 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

別紙三

重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る標準処理期間について

重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可、輸出の許可、文化庁長官の行う公開への出品の承認、国庫の費用負担による公開の承認及び所有者等以外による公開の許可並びに史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る標準処理期間(申請が文化庁に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間)は以下のとおりとする。

1 重要文化財(建造物)の現状変更等の許可(文化財保護法第四三条第一項)に係る標準処理期間について 三か月

ただし、調査等に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。

2 重要文化財(美術工芸品)の現状変更等の許可(文化財保護法第四三条第一項)に係る標準処理期間について

(1) 保存に影響を及ぼす行為の許可に係る標準処理期間

一か月

(2) 現状変更の許可に係る標準処理期間

三か月

ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合又は指定物件の指定要素に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、この限りではない。

3 重要文化財の輸出の許可(文化財保護法第四四条)に係る標準処理期間について 三か月

ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合は、この限りではない。

4 文化庁長官が行う公開への重要文化財の出品の承認(文化財保護法第四八条第五項)に係る標準処理期間について 一か月

ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合は、この限りではない。

5 国庫の費用負担による重要文化財の公開の申出に対する承認(文化財保護法第五一条第七項)に係る標準処理期間について 一か月

ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合はこの限りではない。

6 所有者等以外による重要文化財の公開の許可(文化財保護法第五三条第一項)に係る標準処理期間について 二〇日

ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合は、この限りではない。

7 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可(文化財保護法第八〇条)に係る標準処理期間について

(1) 現状変更等が軽易なもの又は定型的なものである場合

一か月～二か月

(2) (1)以外の場合

二か月～三か月

ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合又は申請者その他の関係者との調整を要する場合は、この限りではない。

また、現状変更等が指定物件の指定要素に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、この限りではない。

別紙四

重要文化財及び史跡名勝天然記念物等に係る不利益処分に関する処分基準について

重要文化財等の管理団体の指定の解除、重要文化財等の管理に関する命令、重要文化財等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更」という。）の許可取消・行為停止命令及び重要文化財等の公開停止・中止命令に係る処分基準は以下のとおりとする。

1 重要文化財の管理団体の指定の解除（文化財保護法第三二条の三第一項）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について
次のいずれかに該当する場合

(1) 重要文化財の所有者又は文化財保護法第三二条第二項の規定により選任された管理の責に任ずべき者による管理が適当であると認められること。

(2) 当該管理団体による管理が困難又は不適當であり、他の団体による管理が適当であると認められること。

2 重要文化財の管理に関する命令（文化財保護法第三六条第一項）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

重要文化財を管理する者による管理が不十分であると認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合

(1) 重要文化財の価値を著しく損なうことになるおそれがあると認められること。

(2) 重要文化財の指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。

(3) 重要文化財の保存に相当程度支障となるおそれがあると認められること。

3 重要文化財（建造物）の現状変更等の許可の条件に従わなかった者に対する現状変更等の停止命令又は許可の取消し（文化財保護法第四三条第四項）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

重要文化財（建造物）の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、次に該当する場合

・ 現状変更等が当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められること。

4 重要文化財（美術工芸品）の現状変更等の許可の条件に従わなかった者に対する現状変更等の停止命令又は許可の取消（文化財保護法第四三条第四項）に係る行政手続法第一二条第一項による処分基準について
重要文化財（美術工芸品）の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、次のいずれかに該当する場合

(1) 現状変更等が指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがあると認められること。

(2) 現状変更等が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度からみて妥當であると認められないこと。

5 重要文化財の公開停止又は中止命令（文化財保護法第五一条第五項）に係る行政手続法第一二条第一項による処分基準について

重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が重要文化財の管理に関する文化庁長官の必要な指示に従わずに行われた公開で、次に該当する場合

・ 公開が指定物件の保存に影響を与えると認められること。

6 重要文化財の公開停止又は中止命令（文化財保護法第五一条第七項）に係る行政手続法第一二条第一項による処分基準について

重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が重要文化財の管理に関する文化庁長官の必要な指示に従わずに行われた公開で、次に該当する場合

・ 公開が指定物件の保存に影響を与えると認められること。

7 重要文化財の公開停止又は中止命令（文化財保護法第五一条の二）に係る行政手続法第一二条第一項による処分基準について

重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が重要文化財の管理に関する文化庁長官の必要な指示に従わずに行われた公開で、次に該当する場合

・ 公開が指定物件の保存に影響を与えると認められること。

8 重要有形民俗文化財の管理団体の指定の解除（文化財保護法第五六条の一二）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

次のいずれかに該当する場合

(1) 重要有形民俗文化財の所有者又は文化財保護法第五六条の一二の規定により選任された管理の責に任ずべき者による管理が適当であると認められること。

(2) 当該管理団体による管理が困難又は不適當であり、他の団体による管理が適当であると認められること。

9 重要有形民俗文化財の管理に関する命令（文化財保護法第五六条の一四）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

重要有形民俗文化財を管理する者による管理が不十分であると認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合

(1) 重要有形民俗文化財の価値を著しく損なうことになるおそれがあると認められること。

(2) 重要有形民俗文化財の指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。

(3) 重要有形民俗文化財の保存に相当程度支障となるおそれがあると認められること。

められること。

10 重要有形民俗文化財の公開停止又は中止命令（文化財保護法第五六条の十五第二項）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が重要文化財の管理に関する文化庁長官の必要な指示に従わずに行われた公開で、次に該当する場合

・ 公開が指定物件の保存に影響を与えると認められること。

11 重要有形民俗文化財の公開停止又は中止命令（文化財保護法第五六条の十六）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が重要文化財の管理に関する文化庁長官の必要な指示に従わずに行われた公開で、次に該当する場合

・ 公開が指定物件の保存に影響を与えると認められること。

12 史跡名勝天然記念物の管理団体の解除（文化財保護法第七一条の三）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

以下のいずれかに該当する場合

(1) 史跡名勝天然記念物の所有者又は文化財保護法第七四条第二項の規定により選任された管理の責に任ずべき者による管理が適当であると認められること。

(2) 当該管理団体による管理が困難又は不適當であり、他の団体による管理が適当であると認められること。

13 史跡名勝天然記念物の管理に必要な命令（文化財保護法第七六条第一項）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

管理が適当でないため、史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあり、かつ、以下のいずれかに該当する場合

(1) 保存管理計画に定められた基準に反するおそれがあると認められること。

(2) 指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。

(3) 指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがあると認められること。

(4) 指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められること。

14 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わなかった者に対する現状変更等の停止命令又は許可の取消し（文化財保護法第八〇条第三項）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、以下のいずれかに該当する場合

(1) 現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。

(2) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。

(3) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

(4) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

15 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けなかった者又は許可の条件に従わなかった者に対する原状回復命令（文化財保護法第八〇条第七項）に係る行政手続法第一二条第一項の規定による処分基準について

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けず、又は許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、以下のいずれかに該当する場合

(1) 現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。

(2) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。

こと。

(3) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

(4) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

別添
(省略)